

## 第12回 東京都地域年金事業運営調整会議 議事要旨

日 時：令和6年7月16日（火）14：00～16：15

場 所：新宿年金事務所7階会議室

出席者：市村委員、出浦委員、入澤委員代理、奥富委員、菅野委員、齊藤委員、  
佐藤委員代理、柴田委員、寺田委員、中西委員、真屋委員長（五十音順）

発言者：◎=委員長、○=委員、●=日本年金機構（会議事務局）

### 【 議 事 】

- (1) 令和5年度 東京都地域年金展開事業実施結果の報告について
- (2) 令和6年度 東京都地域年金展開事業の事業計画（案）について
- (3) その他

◎ 私は、後期高齢者になっておりますので、まさに年金頼みの暮らしをしています。年金については、いろいろな議論がございます。

年金が今後どうなるのかという議論よりも、年金制度をどうしていかなくてはいけないのか、公的年金は、国民の生活にとってどういう意味を持っているのか、こうした議論が大切なではないでしょうか。ましてや国民皆年金体制が、少なくとも制度的に実現して既に半世紀以上が経っている現在であります。もちろん負担の問題もございますが、多くの高齢者が個人差はあるにしても、働くことによって自らの生活を維持していくことが、非常に難しくなってくることは、どこの国においても共通した課題であります。

生活すべてを、年金で支えていくことはもちろんできませんが、やはり柱になるのは年金です。冒頭の新宿地域代表年金事務所長のごあいさつの中に、13年連続して保険料の収納率が上がってきている、そしてまた、その割合が80パーセントを超える、さらにこれを引き上げていきたいという力強いお話をございました。これは、我々国民が公的年金をどう受け止めるか、そして、また公的年金と具体的にどうかかわっていくかという問題です。

もちろん年金事務所、その上の日本年金機構本部の取組が非常に重要なことはいうまでもございませんが、社会保障制度、社会保険制度を自分のものとしていくためには、国民自身の制度への取組方が根本的に問われるのではないかと思います。

今日の会議は、そういう点から、年金の最前線の喫緊の課題について、委員の方々に、それぞれのお立場からご意見なり、日頃感じておられることを率直にお話しいただければ幸いです。

年金事務所の皆さんには、これを受け止めていただき、日本年金機構の今後の事業の展開に反映させていただきたいものです。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔 事務局より資料に沿って、「令和5年度東京都地域年金展開事業実施結果の報告」、  
「令和6年度東京都地域年金展開事業の事業計画（案）」について説明を行う。 〕

◎ それでは、ただ今、事務局からご説明いただきました地域年金展開事業の昨年度の事業実績と今年度の事業計画（案）、それぞれにつきまして、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。ご発言なさる方は举手をお願いいたします。

○ 私から一点意見と、一点念のための確認をさせていただければと思います。

まず意見ですが、会議資料13ページから「IV. 各年金事務所での取組事例等」として、昨年度の好取組をご紹介いただいております。

13ページの「港年金事務所における取組～島しょ部の高等学校へのオンラインセミナーの実施～」についてですが、「3. 工夫した点・良かった点」に、高等学校卒業後は、就職する生徒と進学する生徒がいるため、進路によって加入する年金制度がそれぞれ違うということで、その違いがあることを説明できる内容としましたと書いてあります。

この説明が片方だけだと、どうしても漏れた側の生徒さんは、僕の方はよく分からぬということになろうかと思いますので、非常に素晴らしい取組だと思います。新島高等学校以外も、例えば同じ高等学校でも、いわゆる進学校と、商業高校のように卒業してすぐ勤められる方となりますと、前者はガクトク（学生納付特例制度）がメインでしょうし、後者は厚生年金制度という形、それぞれの特色に特化した説明をされていると思いますので、ぜひそのようにお願いできればと思います。

次に、15ページの「練馬年金事務所における取組～練馬区立三原台中学校2年生の職場体験～」は、珍しいなど拝見させていただきました。今回は、三原台中学校から協力依頼があったと書かれておりますが、他の年金事務所の皆さんもこのような取組をしていただけますと、若い人たちの中から日本年金機構の未来を背負って立つ方も出てくるかと思いますので、ぜひ率先して進めていただければと思っております。

あと一点、念のための確認なのですが、資料20ページからの「VI. 令和6年度の事業計画（案）」の中の20ページ一番下のところに矢印で、「11月の年金月間には、各年金事務所において、年金制度説明会（または年金セミナー）を複数回実施します。」と書いてあり、また21ページの中段にも同様のことが書かれていますが、これは11月オンリーということではなく、もちろん他の月もあります、11月は年金月間ですのでメインであります、ということでおろしいですよね。その確認をさせていただきたいと思います。

● まず一点目の「各年金事務所での取組事例等」についてでございます。年金セミナーの実施内容につきましては、学校ごとに、事前に相手先の学校の先生とご相談をさせていただき、実施内容を決めているところでございます。

本日、皆様にお配りしております「参考資料9 年金セミナー資料（知っておきたい年金のはなし）」は、標準的なセミナー資料でございまして、あまり厚生年金のことに関する言及はございません。仮に実施先の学校が就職する生徒が多い学校でしたら、この内容を年金事務所の方で変更して、セミナーを実施しております。

二点目の会議資料20ページからの「令和6年度の事業計画（案）」の記載は、あくまでも11月の年金月間というのは、年金制度の周知、啓発の取組を強化する期間でございますので、各年金事務所で、複数回を目標に実施していくという趣旨です。

年金制度説明会、年金セミナー自体は、通年実施をしておりますので、それ以外の月に関しても、ご要望があった場合や、年金事務所が働きかけをしてご快諾いただいた場合につきましては、実施させていただいております。

○ 私からは一点質問と、もう一点は意見と申しますか、提案があります。

一点目は、会議資料の5ページ「II. 令和5年度事業実施結果」の「(1) 企業等における年金制度説明会」のことでございます。一生懸命取り組んでいただき、昨年度は、算定事務講習会も復活して、参加人数も大幅な上昇とご説明いただきました。

次の6ページには、対面の研修とWEB方式の研修の構成比の表を付けていただいております。回数は減っても、受講者はそれほど減っていない傾向で、1回当たりの受講者数が増えています。小さい事業所からすると、対面での研修は、会社を留守にしなければならないので、なかなか受けに行くことができないという話を聞きます。そういう意味では、WEB方式の研修というのは、そのような会社にとっても受講しやすい環境で、重要なと思います。

対面が増えると、なかなかWEB方式の研修に手が回らないということになりかねないと思いますが、WEB方式の研修については意義がある、ということを踏まえて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

一点お伺いしたいのは、このWEB方式の研修は、年金事務所の管轄を超えて開催することもできると考えています。要するに説明する側がとある年金事務所でも、受ける側は別の年金事務所の管轄の事業所の方でも可能だと思いますので、今までの経験上、複数事務所合同でWEB方式の研修をやっていますという例があるのかどうかを教えていただきたいと思います。なければ検討していただければというところでございます。

二点目でございますが、資料3ページの図の一番右側に「情報の受手側」、要はアプローチ先があります。学生から始まって年金受給者というように5つに分かれています。昔はこのカテゴリーだろうと思いますが、今は、定年をさらに延長させていくという社会の動きがございます。65歳以降でも働くという方がどんどん増えてきています。上から3つ目の「厚生年金保険の被保険者」と一番下の「年金受給者」というのは、重なりつつあ

るのだろうと思っています。

そういう意味で、ぜひ検討していただきたいのは、65歳手前の方というのは、今後どういう勤務シフトで働くのか、どのくらいの収入を目指そうか、収入だけではなくて、生きがいとして働く方も当然いらっしゃいますので、それも含めて、どういうスタイルで生活していくかを悩まれる時期だと思います。

そこで、事業所に勤める64歳の方に向けた研修やアプローチ、例えば老齢年金請求書（ターンアラウンド）が届いたであろう方々に向けた研修を検討していただきたいと思います。疑問や聞きたいことがあれば、ぜひ年金事務所にいらしてください、特に心配がなければ郵送で大丈夫ですよ、ということを伝えることもできるかと思いますので、65歳手前の方に向けた研修を検討していただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

- はじめに、年金事務所の管轄を超えたWEB会議の実施事例に関しては、それほど多くないと認識しております。

その理由としましては、WEB会議に同時接続できる人数が、現状では一定程度制限があり、WEB会議自体が重くなってしまい、接続が不安定になることもあります。

会議資料10ページに記載のある新宿年金事務所の職域型年金委員向けの研修は、約200名の方をオンラインで接続して実施したのですが、これは日本年金機構全体としても、多い方と聞いています。2つの年金事務所が同時接続するとさらに増えてしまい、接続が不安定になってしまう可能性がある点が課題となっています。

ただ一方で、ご提案のようにWEB会議サービスは、年金事務所の管轄を超えて接続できるという点が利点と思っております。年金事務所単独では実施が難しい場合につきましては、他の年金事務所と協力して実施することを検討していきたいと考えております。

二点目について、65歳以降も働く方が増えており、そのような年代向けの説明会につきましても実施していきたいと考えております。会議資料の9ページ「II. 令和5年度事業実施結果」の「(2) 関係団体の協力・連携による出張相談会」は、あくまでも関係団体の要請に応じて実施した事例ですが、渋谷年金事務所において、管内の大規模事業所から要請を受け、事業所の会議スペースをお借りして、定年退職者など年金を受けられる方や定年後の再就職、再雇用等を検討されている年代の方を対象とした年金相談会等を実施したという事例もございます。全体として、このような取組を実施していくかにつきまして検討していきたいと思います。

- 今のご意見に少し関係するのですが、オンラインではなく、セミナーや学校、あるいはどこかに出向いてといった個別のセミナーについては、ご説明がありましたが、例えば「参考資料1 令和5年度東京都地域年金展開事業の実施状況」の5ページの「令和5年

度東京都地域年金展開事業実施状況統計 年金委員活動支援（研修会や連絡会の開催）」の表の研修会は、どのようなものなのでしょうか。

- 年金委員活動支援の研修会につきましては、主として企業で活動する職域型年金委員と、地域で活動する地域型年金委員と二つございまして、職域型年金委員向けの研修会の場合は、オンラインで行われていることが多いので、その実施結果をこちらに記載しています。また地域型年金委員に対しては、管轄する年金事務所にお集まりいただきまして、研修会を実施するようなケースが多くございますので、その実施結果を数値で記載しています。数値につきましては、それぞれの実施結果の合算ということになりますので、内訳がどのようにになっているかは不明です。

- 分かりました。先ほどの連携というところに鑑みますと、この表の開催数と参加者数を見ると、1回当たりの参加者数が非常に少ないように思います。出向いている場合は、仕方ないと思うのですが、集めたり、オンラインで行うというのであれば、少し少ないだろうと思います。

先ほどから、管轄内というお話があるのですけれども、年金事務所からすると、管轄内かもしれないのですが、事業所からすると、管轄というのは、何かやるときは、そこの年金事務所に行くかもしれません、実はそんなに意識をしているものではないのだろうと思います。

こういう研修会を開催するのであれば、事業所、加入者目線からすると、管轄にとらわれることなく、この表でいくつか色分けをされているので、近隣の同じような地域は、例えば中央年金事務所で開催したとしても、千代田、新宿、港などにもご案内をして実施する方が、効果的かつ効率的で、また参加者の方も参加する日程の選択肢が広がって、よいのではないかと思います。このような連携についてはいかがでしょうか。

- 非常に重要なご指摘でありまして、現時点におきましては、年金事務所ごとに実施をしているケースが多くありますが、確かにおっしゃるように、効率的に研修会を実施することもでき、参加していただく方も、参加しやすくなるという点においては、非常によい取組だと思います。今後の事業の中で検討させていただきたいと思います。

- ぜひお願いいいたします。私は、前任は埼玉にいました。年金機構と協会けんぽは元々一緒だったものですから、協会けんぽで何か事業をやろうとすると、埼玉は8つの管轄があって、管轄ごとに案内をしていたのを、これはあまり意味がないだろうということで変更していきました。一方で、年金事務所と一緒に事業をやるときは、年金事務所の管轄ごとに分かれてしまうものですから、ここは一体的にした方がよいと思います。

また、研修会の内容も、年金事務所によって多少違ってくるというよりも、都内全ての

方に同じ情報が行くように相談をされているかとは思いますが、できれば年金事務所ごとではなくて、今年は、全体でこういうテーマでやろうと決めた方が、地域によって情報が異なるということもなくなります。年金事務所が非常に多くて大変だろうということは十分理解できるのですが、加入者、事業所のためには、管轄の年金事務所ごとというのではなく、一緒にできるものはやった方がよいと思いますので、ぜひご検討よろしくお願ひします。

- 説明会のテーマにつきましては、重点的に取り組むテーマというのがございます。会議資料の20ページ「VI. 令和6年度の事業計画（案）」の中の「年金制度説明会の実施」テーマの①から⑥については、より重点的に取り組むテーマとしております。資料につきましても機構本部で作成したものを標準的な資料としております。このような資料等を活用しながら年金事務所ごとに説明が異なるということがないように、標準的な研修が実施できるように取り組んで参りたいと考えております。

- 年金委員会としても、バラバラに事業をやってもなかなか集まらないだろうということで、品川や新宿など9委員会が合同で、9月11日に社会保険労務士の先生の講演会「知らないと損する年金のおはなし」を開催します。

先ほど事務局からお話しがあったように、職域型年金委員は前年度よりも増えています。去年も申し上げたように、年金委員は増えているのですが、年金委員会の加入者は減ってきています。何故かというと、我々の力不足ということもあるのだと思います。

現在、65歳以上の人の説明会である「年金シニアセミナー」を、全国の25都道府県53の会場で開催しています。その中で、東京が一番受講者が少ないので、それは、職域型年金委員の皆さんのが忙しいのか、あるいは、そういったことに対して興味がないのか、ということがあると思うのですが、そのあたりがネックになっています。

去年の年金委員表彰状伝達式のときに、厚生労働省社会保障審議会年金部会の部会長代理である玉木伸介先生に講演をしていただいて、非常に内容がよかったです。今年は、東京都年金委員会連合会で講師に呼んでお話しをしてもらいました。これから、年金制度がどういうふうに変わってくるか、というようなテーマで説明をしてもらい、募集人員を超える多くの方々に参加していただきました。

職域型年金委員は、会社で常日頃、社会保険事務をやっており、年金事務所にいろいろ支えていただいている。私たちとしては、個人の活動には限界があるため、年金委員会に入ってきていただいて、積極的に活動をしていただきたいと思っています。

今、年金委員会では加入する人数が減ってきており、という問題があります。これはどういったところに問題があるのかは、これからいろいろ検討していくかなければならないのですが、年金事務所のご指導、ご支援があるので、年金委員会の組織を維持しています。

また、社会保険協会のご支援で、冊子や案内をいろいろ出しているので、だんだん浸透してくるのではないかと考えています。

特に今年は、5年に1度の財政検証ということで、いろいろな課題が出てきています。

年金委員会の方々もそういうものについて興味を持っていただき、いろいろ対応してもらうことを、会社の事業主や、被保険者からも期待されるので、できるだけ組織を強力に運営して、そういう期待にも対応できればと思っています。

現在、全国の年金委員会において、解散や休眠をしているところが4つくらいあります。それは何故かというと、運営資金がないから、ということなのですが、東京においては、社会保険協会の絶大なるご支援をいただいて、冊子を発行したり、PRもできているということなので、できるだけテーマを1本にしほって、活動範囲を年金事務所単位ではなく、広げてやっていければと今苦慮しているところです。

- 個々の年金委員の活動を、年金委員会が組織的に、研修会等を実施してサポートしてくれていているので、その存在が年金委員にとっても大きいと考えています。私どもとしても、年金委員会にできる限りご協力をさせていただきたいと考えています。しかしながら、個人情報の関係で、新たに委嘱された年金委員の名簿等を本人の同意なくお渡しすることはできないという、一定の制約があります。引き続き、日本年金機構本部にも確認させていただきまして、どのような取組ができるかにつきまして、検討させていただきたいと考えています。

- 多くの事業を展開されていることを感謝申し上げる次第です。

私から、一つだけ質問をと思っております。それは、今、話題になっていますフリーランスの件です。フリーランスは、業務委託契約という契約体系になっていると思います。この場合は、国民年金、国民健康保険に加入しているわけでございます。

しかし、業務委託契約といいながらも、その実態は、会社から指示、命令を受けているといったような、実際には労働者であろうという方が多くいらっしゃるのではないかと考えています。

当然、その方たちは、使用従属関係が認められれば、厚生年金保険、健康保険ということで、年金事務所の管轄になってくることになります。このように、名ばかりフリーランスの方に対する対策について、何かお考えがあればお話ししていただければと思います。

またこの度、令和6年10月から、51人以上の事業所の従業員が短時間労働者の被用者保険の適用拡大で適用になります。こういうことも踏まえた上で、フリーランスの取り扱いについて、どういうお考えをお持ちかをお聞きしたいと思います。

- 私から二点ご質問いただいた件について、回答させていただきたいと思います。  
まずフリーランスにつきましては、おっしゃる通り、偽装請負的な方も多くいらっしゃ

るかと思います。

こちらについては、日本年金機構本部から指示が来ておりまして、労働局側と連携をした取組をさせていただいている。労働局側で労働者性が認定がされた場合、日本年金機構本部に情報をいただきまして、それに基づき、年金事務所で調査をし、被保険者性があるかどうかの認定をさせていただき、適用すべきものは適用するというという形で取組をしているところでございます。

今後、10月に短時間労働者の被用者保険の適用拡大といったことがございますが、今、財政検証とかいろいろありますて、企業規模撤廃というところも検討しているところです。日本年金機構としましては、適用すべきところを適用する、というのも大切なのですが、会議資料の中でもご説明させていただきました通り、年金制度は複雑ですので、しっかりと制度につきまして、年金委員も、従業員の方々も含めまして、周知をしていくということが大切だと考えております。

- 私から一点、資料7ページ「II. 令和5年度事業実施結果」の「(1) 教育機関における年金セミナーの実施」についてです。

国民年金基金はご承知の通り、国民年金に上乗せする制度になります。しかし、加入される方がなかなか伸びない状況です。年齢、階層別に加入者を見ますと、40代の後半から50代、60代にかけて上乗せしたいということで加入する一方で、20代でも結構加入されている方が多いという二つの側面があると思っています。

一つは、40代、50代、60代の方で、学生時代に年金に未加入だったという方が、50歳を過ぎて年金定期便とかを見ると、20歳のときの未加入期間が記載されていることもあります、その期間をなんとか埋める方法がないかということで、当然追納できませんので、少しでも上積みをしたいとご加入いただくというようなことがあります。

もう一つは、そういった面でも、20代は大学生等に対する加入の促進ということといえば、こういったセミナーが重要ですし、また、先ほども言いましたが、親御さんが本体保険料を払うのと同時に、できるだけお子さんに残してあげたいというようなことで、上積み制度である国民年金基金にも加入していただいているという傾向にあるのだと思います。

そういった実態を踏まえますと、国民年金に加入していただくということが一つの重要な課題になるとは思うのですが、まずはどうやって大学生の皆さんや、20歳の方、特に学生さんについて、セミナー等で公的年金制度を理解していただくか、また、どういったアプローチを考えておられるのかお伺いしたい。

特に、今年度の計画の中で、「保護者や教職員の制度理解を深めることも非常に重要であることから、PTAや教職員を対象とした年金セミナーについてもアプローチを行う」と記載しております。保護者や教職員の方も含めて、どういうやり方で、

そういう方たちにアプローチをしていくのかという点について、もう少し具体的なところがお聞きできればと思います。

各大学の中でも、学生納付特例事務法人をやっておられている大学が、東京の場合どのくらいあるのかわかりませんが、そういった大学等の方は、多分、年金制度が学生さんにとって重要だということはある程度認識をされて、事務を請け負われている方だと思います。

そういうところを中心にセミナーを積極的にやっていただくことが可能なのではないかと思います。もし今の段階でお考えとか計画があるのであれば、教えていただきたいと思います。

- 年金セミナーの実施を拡大していくというのは、非常に重要な課題としてとらえています。

21ページ（1）でございます。「アプローチの取組」として、これまで実施実績のあった学校と、実施実績がない学校にわけて記載をしております。実施実績があった学校につきましては、引き続き各学校に年金事務所からアプローチをさせていただく方法を主に考えています。

一方で、これまで実施実績のない学校にどのようにアプローチをしていくかという点が重要な課題と思っています。教育機関に対して、年金事務所から直接お願いをしても、なかなか実際に実施に至らないというようなケースも多くあるのが実態でございます。

この「アプローチ」については、「地域年金推進員」にお願いしています。地域年金推進員は都立高校等の校長先生等経験者の方で、年金セミナーのアプローチ等を専任で取り組んでいただいている方です。

このような方に、例えば現職時代の知り合いの校長先生の学校へアプローチいただき、年金セミナーの依頼をするという形で取り組んでいきたいと考えています。

東京都では、現在は7名の方が地域年金推進委員として毎年アプローチに取り組んでおり、10校以上のアプローチを実施することができているところでございます。引き続き、これまで実施実績のない学校に対して、どのように取り組んでいくか、本日は教育関係者の方もいらっしゃいますので、効果的な方法があれば、アドバイスしていただきながら、進めていきたいと考えています。

- 今、都立高校へのアプローチの話が出ましたので、一点ご質問なのですが、この「参考資料1 令和5年度東京都地域年金展開事業の実施状況」の3ページに年金セミナー事業の実施回数の表がありますが、こちらは大学、短大、専門学校、高等学校全部含めたデータということでしょうか。

- 左様でございます。少ないですが、小学校、中学校も含まれています。
- 私は、まさに地域年金推進員の方が都立高校に行って、校長に話しをするところに同席をしたことがあります。  
　小学校、中学校でも実施されて、発達段階に応じた資料を用意して、きめ細かい準備をしていただいているところだと思うのですが、元管理職の方が訪問して説明されるときに、具体的な事例を紹介いただき、説明を聞いた校長が、そういうことならばぜひ実施してみたいということにつながるようにした方がよいと思っております。  
　説明していただいた会議資料の13ページからの「IV. 各年金事務所での取組事例等」で、具体的な取組事例を紹介していただいているが、こういったものの中から、例えば都立高校の取組事例を紹介していただくだけでも、ずいぶん違うと思います。こういった取組が非常に参考になると思います。
- また、「参考資料1 令和5年度東京都地域年金展開事業の実施状況」の3ページのデータなのですが、先ほど、実施した学校へは継続を、実績のない学校には新たに開拓をするというお話をしたので、できましたら、どのくらいの都立学校に実施をしているのかというデータがあると、当事者意識を持ってデータを見られるのかなと思います。
- 都立学校は約200校ありますし、特別支援学校は約60校あります。おそらく、このすべてを含んだデータだとすると、あまり多くの都立学校が実施していないのではないかというように推測します。そうであるならば、なるべく具体的にこういう学校がこんな取組をしたということを少し入れていただくのと、実施をしたらアンケートをご用意いただいていると思いますので、アンケートの中から少し生徒の声を拾っていただけますと、もっと身近になるのではないかと思います。
- 今、都立学校は中高一貫教育校というのが10校ありますし、それは義務教育段階である中学校段階を含んでいます。中学校段階では職場体験を実施しておりますが、コロナ禍で受け入れの施設が全てなくなるといった状況になりました。コロナ禍以降、新たに開拓したり、以前頼んでいたところにお願いしたりしておりますが、なかなか思うように進まないところもあります。
- 会議資料15ページに、練馬区立三原台中学校で実施した職場体験の例が出ていますが、非常に素晴らしいなと思っておりまして、年金事務所によって、受け入れが可能、可能ではない、ということがあるとは思いますが、自分が加入して支払う側として考えるのはもちろんですけれども、そうではない側から考えるというのも、非常に学びの大きいところですので、こういった取組を、ぜひより多くの年金事務所で実施していただければ理解が進むのではないかと思います。

また、これはなかなか難しいとは思うのですが、今、都立学校ももちろん小学校も中学

校も、一人一台端末ということを国の施策で行っております。高校は対象ではないのですが、都立の場合には、東京都として、一人一台端末を推進しており、保護者の方に購入していただいて、全員が同じ端末を持っております。そういう意味ではそういうものをもっと活用できるような資料、教材を作つていただけすると有難いと思います。映像教材はすごくよいと思うのですが、DVDがどの程度の尺かわからないのですが、1時間まるまるというと、少し重たいと思います。

例えば10分単位くらいのものがあると、授業の中でも活用しやすいですし、それを授業の中でシリーズ的に使って学ぶのであれば、教科書の中にもそういうトピックがありますので、もっと授業の中で日常的に使える部分があるのかなと思います。なかなか作成いただくのは手間だと思うのですけれども、そういう工夫もしていただけますと、大変有難いなと思います。

また、今、探究的な学びというのが学びの主流です。これは教科においても、すべての教育活動においても、探究的な学びを推進しようと、グループで話し合わせる活動に取り組んでいます。この「参考資料9 年金セミナー資料（知っておきたい年金のはなし）」という冊子がすごくよくできているなと思っていて、これは標準型の内容だと思うのですが、セミナーを実施いただく際、こちらの31ページのような当事者意識を持てる内容をケーススタディとして出していただき、これを生徒たちに考えさせる活動をしていただけますと、学校としては探究的な学びとからめて、非常に活用しやすいと思います。

すごくよく工夫されていて、ただ一方的な講義ではないと思っているのですけれども、さらに一歩進めていただいて、生徒たちに考えさせるというような教材であるとか、指導をしていただけると有難いと思います。

あと一つ、これは地域年金推進員の方がおっしゃっていたのですが、地元の年金事務所から、都立高校を卒業している人に来てもらうといったこともできますよという話があって、これは、都立高生にしてみると、ロールモデルになります。自分の学校を卒業した先輩が、年金事務所で活躍をして母校で話をしてくれるというのは、かなり大きなインパクトがあります。

それが、高校を卒業した後、すぐに社会人となって働くといったような学校であればあるほど、かなりのインパクトを持つので、「そういう人が来てくれるならぜひ」といった学校もありますので、誰が来てくださるのかといったことも少し工夫していただけだと、よいかなと思います。

- 非常に参考になるご意見をたくさんいただきまして、今後、検討させていただきたいと思っております。

令和5年度に年金セミナーを実施した都立高校は、全体の約15パーセントくらいになります。まだ8割以上の都立高校では実施できていないというところでございまして、

ここにどのようにアプローチしていくかというところが大きな課題ではないかととらえております。ご意見いただきましたアプローチの方法を参考に、改善を図っていきたいと思います。

一点、動画に関しては、「参考資料11 公的年金の普及・啓発動画」に最近できた動画を一覧にしたものをお掲載しております。とりわけ若年層向けに作られているものは、資料の右側に記載をしております。

年金制度に関する右側の上がアニメ動画で、1本約5分程度のものが3本用意されているものがあるのと、あとはその下はYoutuberとコラボして年金の大切さについて理解をしていただく動画が4本ありますので、このようなものも活用しながら、年金セミナーの質の向上に努めていきたいと考えています。

また、探究的な学びということで、グループワークなどの実施をすると、より理解や気付きが深まるということでございましたが、これには実施する年金事務所職員のセミナー講師としての質の向上というのも必要かと思っております。

私どもの職場では、そのようなプレゼンを担う職員同士のプレゼンコンテストを実施しています、年金セミナーの質の向上等、プレゼン能力向上に向けて取り組んでいるところでございます。引き続き学生や生徒の方に理解していただけるセミナーが実施できるよう取り組んでいきたいと思っております。

- 私も一つだけ質問です。年金セミナーの関係ですけれども、島しょ部の高等学校へのオンラインセミナーや、中学生の職場体験で、子供たちの年金制度の周知や理解を深めもらうということは、年金の重要性をわかってもらうということで、非常によいことだと感じました。

実は、当市では、子供議会というのを開催しております、市内から選出された子供議員が、よりよい街にするためにはどうしたらよいかというところで、自分の考えで質問や提案を行っています。

その中で、少し前の年になるのですけれども、少子高齢化の問題というのは、自分たちの世代の年金問題にかかわってくる、ただ実際にほとんど年金のことを知らないので、年金について知る機会が増えるように、出前授業を行うことと、教室に年金の資料を置いたらどうかという提案がありました。

答弁としましては、学校から出前授業の依頼があれば、年金事務所と相談をしながら考えます、ということや、図書室に『年金の秘密』という本があります、ということで回答しているようです。そんな中で一つ質問なのですが、今回の例にはなかったのですが、小学校への周知ということで、何かやっているような例があつたりするのでしょうか。

- 年金セミナーは、比較的年金に加入するのに近い年齢の方を主たるターゲットとして

おりますので、小学校への実施実績というのは非常に少ないのでないかと思います。もしご要望がありましたら、管轄の年金事務所にご相談をいただければと考えています。

○ 年金制度は難しいので、今日は勉強をさせていただきました。

一点だけ、地域型年金委員の方は、「資料6 地域型年金委員活動の手引き」にもありますように、活動対象が自治会とかそういうところで活動するというように書いてあるのですけれども、実際、自治体や地域住民の方が年金委員になられているケースももちろんあると思うのですけれども、地域に入ってどのような活動をされているのか、また年金委員の方に期待をされている点は、どのあたりなのかということを伺えればと思います。

● 年金委員は、主に企業で活動する職域型と地域で活動する地域型の二つにわかっています。

企業で活動する職域型の年金委員につきましては、主に企業内で社会保険を担当されている従業員の方に担っていただいているケースが多いのですけれども、職域型年金委員にお願いをさせていただいているのは、お勧めの企業内で年金制度を周知していただくということです。これは、研修の中で取り上げていただくことであったり、リーフレットなどを従業員にご周知いただくなどの活動をお願いさせていただいております。

地域型年金委員につきましては、職種が非常に幅広くて、郵便局の局長になっていたりしているケースであったり、自治体職員になっていたりしているケースもあります。

また町内会や自治会の役員をされている方になっていただくケース、社会保険労務士の方になっていただくケースなど、職種が様々でございます。それぞれ所属するコミュニティの中で年金制度について周知をしていただきたいということをお願いをさせていただいております。町内会や自治会などでございましたら、自治体の中で年金に関するリーフレット等を回覧していただくことをお願いをさせていただいております。

○ 年金委員になられた方の意見で、自分はこの委員になって一体何をしたらよいのでしょうか、といった問い合わせが来ます。

せっかくなられてもそれがはっきりしなくて、翌年辞められる方もいます。今もお話があつたように、せっかくこういう形で、地域の自治会であつたり、老人会であつたりという中で、手を挙げていただく方が、活動できる具体的なものをもう少し分かりやすくしていただくような、例えば、今回の会議資料22ページを見ますと、いろいろな情報誌の発行をされるようになっているのですが、それが少し難しすぎるのかなというのもありますので、もう少しそのへんを分かりやすくされると、協会としても積極的に役員や会員の方に説明できるかなというのが、現場の意見としてお願いをさせていただきたいと思います。

● 地域型年金委員に対しましては、定期的に連絡会などを実施しております、意見交換をさせていただいております。そのような中で、具体的な取組事例などをお伝えできるよう取り組んでいきたいと思っております。

◎ ありがとうございました。今日は、これまでになく本当に熱心に議論をしていただきました。最後に、議長として一言、ご挨拶に代えて発言をさせていただきます。

かなり長い期間、この会に、年に1回ではありますけれども、出席させていただいて、いろいろお話を聞きし、大変勉強させていただいております。そうした中で、今日は本当にこれまでとは違った形で、建設的なご意見がたくさん出て、充実した時間を持てました。また、年金事務所の方で用意していただいた資料も非常に充実しており、特に、20数ページに及ぶ会議資料は、恐らく私の記憶にある限りでは、これまでで最も理解しやすい形でまとめられていたように思います。今日もいろいろご意見をいただきましたので、内容、形式等について、これまで以上に、充実に努めていただきたいと思います。

ただ一つ残念に思いますのは、せっかく優れた資料を作成していただきましたけれども、もう少し細かい点にも配慮されてはどうかという点です。

たとえば、会議資料の14ページ「杉並年金事務所における取組」をご覧ください。各年金事務所での取組事例等ということで、大変好評であったようです。ところが、14ページ右側の「すぎなみフェスタ」のパンフレットの写真を見ればすぐわかりますが、下側の年金事務所のブースの写真を見て、旗に何が書かれているのかわかりますか。写真を取り上げるのであれば、もう少し工夫をされた方がよろしいではありませんか。

今はデジタル・カメラが普及しておりますから、当日の様子をいろいろな角度からたくさん撮って、その中から最適なものを選びになるとよろしいではありませんか。上のチラシの写真では、「すぎなみフェスタ」という文字が分かる程度のものであれば、十分だらうと思います。

それと比較しまして、15ページのこれも評判のよかった行事ですけれども、高校生諸君の職場体験学習の流れはわずか5枚の写真で、それなりによくわかります。残念なのが16、17ページです。16ページの地域型年金委員連絡会の様子は、1人の講師に対して2人が出席しているだけなのか、ディスプレイに何が映っているのか、まったくわからない。

それから、これまでにも何度かお話ししたことがあります、17ページの年金委員表彰状伝達式及び研修会について、これだけのお方が参加されたということはわかりますが、多分、ご本人とそのご家族以外は、どこに誰がいるのか全くわかりません。写真を使うのであれば、例えば、厚生労働大臣の表彰状なるものがどのようなものなのか、個人名を伏せて掲載してはどうでしょう。集合写真とは違ったインパクトがあるのでありますか。

しかし、全体としてのレジメの流れ、整理の仕方はこれまでになく充実したもので、大変勉強になりました。委員の皆様には今日はご協力いただきまして、ありがとうございました。